

特定非営利活動法人こゑに食農観応援隊定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 こゑに食農観応援隊 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県北秋田郡上小阿仁村に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、少子高齢化が著しい上小阿仁村に暮らす人達に対して、食、農業、観光を通じて地域おこしやまちづくりに関する事業を行い、心豊かで持続可能な地域づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① エゴマ等村産品を活用した食品等の開発に関する調査、研究、研修事業
- ② 林野庁選定森の巨人100選「コブ杉」の案内事業
- ③ 観光資源に関する調査、研究、研修事業
- ④ 観光・地域振興事業を行う関係団体との協働及び交流事業
- ⑤ その他、本会の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 第9条の規定に該当した場合、既納の会費及び抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法又はファクシミリをもって、少なくとも総会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法又はファクシミリをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法又はファクシミリをもって、少なくとも理事会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法又はファクシミリをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければ

ならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数によ

る議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項
（解散）

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において正会員数の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

（合併）

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

（細則）

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	田 中 安 規
副理事長	田 中 良 道
理 事	田 中 道 博
監 事	小 林 幹 子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費	正 会 員	5,000円
	賛助会員	10,000円
- 7 この定款の変更は、所轄庁の認証を受けた日から施行する。（令和8年4月24日通常総会決議）

令和8年度の事業計画
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 こゑに食農観応援隊

1 事業実施の方針

上小阿仁村に暮らす人達が、地域への愛着を深め、誇りを持ち、日々の暮らしを楽しむため、食・農業・観光を通じて地域おこしやまちづくり推進する活動を行い、心豊かで持続可能な地域づくりに寄与するため、事業を実施する。また、関係団体との協働、情報交換等を行う。

2 事業実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 金 額 (単位:千円)
エゴマ等村産品を活用した食品等に関する調査、研究、研修事業	1) エゴマ普及のため、栽培講習会を開催する。	(A) R8. 6月・9月 (B) 小沢田地区圃場 (C) 6人	(D) 村内の方 (E) 15人	3
	2) エゴマを使った料理講習会を開催し、エゴマの普及と、健康づくりを図る。	(A) R8. 9月、11月 (2回) (B) 村保健センター (C) 1回当たり6人	(D) 村内の方 (E) 1回当たり 15人	10
	3) 「えごま油」「えごまパウダー」「えごま葉茶」「生えごまの実」の加工販売を行うほか、新商品の開発を行う。	(A) R8. 4月～R9. 3月 (B) 上小阿仁村物産センター外 (C) 11人	(D) 村内外の方 (E) 不特定多数	266
	4) 会員の研修のため、エゴマ関連の先進地視察を行う。	(A) R8. 9月 (B) 未定(秋田県南) (C) 11人	(D) 会員 (E) 11人	10
林野庁選定森の巨人100選「コブ杉」の案内事業	1) 上小阿仁村の観光資源である上大内沢地区のコブ杉、自然観察教育林を訪れる方々を要請があった場合に案内を行う。 (案内受付は、村産業課と村観光協会でも行う。)	(A) R8. 5月～11月上旬 までの9:00～16:30 の間随時(2時間程度) (B) 上小阿仁村大林字 上大内沢 (C) 1回の案内で2～3 人。	(D) 村内外の方 (E) 不特定多数	10
	2) 自然観察教育林内の山野草、樹木の名称看板と林内案内板の設置、補修する。	(A) R8. 5月から随時 (B) 上小阿仁村大林字 上大内沢 (C) 1作業当たり3人×4 日	(D) 村内外の方 (E) 不特定多数	10
	3) 村産業課・森林管理署・村観光協会・村山岳会・本法人と自然観察教育林内とコブ杉の状況を確認し今後の案内事業に備える。	(A) R8. 5月 (B) 上小阿仁村大林字 上大内沢 (C) 11人	(D) 会員外 (E) 15人	0

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 金 額 (単位:千円)
観光資源に関する調査、研究、研修事業	1) 村、村観光協会、秋田犬ツーリズム、みらくる等の関係団体と協働で、村内の観光資源の発掘調査を行う。	(A) R8. 5月～R9. 3月 (随時) (B) 上小阿仁村内 (C) 11人	(D) 関係団体の方 (E) 25人	0
観光・地域振興事業を行う関係団体との協働及び交流事業	1) 「上小阿仁村写真展」の共催企画として村観光協会と主催し、えごま体験の「畑の学校」を開校し、村の製品のPRと村の情報発信を行う。	(A) R8. 6月～R9. 1月まで6回 (B) 小沢田地区園場・村保健センター (C) 11人	(D) 村内外の方	0
	2) 「上小阿仁村写真展」へ協力し、村の情報発信をする。	(A) R8. 10月～R9. 1月 (B) 道の駅かみこあに (C) 11人	(D) 村内外の方 (E) 不特定多数	0
	3) 春分の日に行われる伝統行事「万灯火」で、村の鑑賞バスに乗り、各集落の万灯火を案内するほか、小沢田地区若勢団の協力を得て万灯火の点火体験を行う。	(A) R9. 3. 21 春分の日 17:30～19:30 (B) 上小阿仁村内 (C) 11人	(D) 村内外の方 (E) 60人	0
	4) 小沢田地区の七倉神社～千貫目石のコースを充実させるため、案内板を設置する。	(A) R8. 8月 (B) 小沢田地区 (C) 11人	(D) 村内外の方 (E) 不特定多数	10
	5) 武蔵野大学フィールドスタディーズに協力し、現地視察案内や調理実習等を行い学生と交流し、観光や地域おこし、特産品開発等、学生の研修発表により本会の今後の事業に活かす。	(A) R8. 8月～9月 (B) 大内沢、小沢田地区・コアニティー・保健センター (C) 11人	(D) 武蔵野大学1年生(2班) (E) 15人	10
その他、本会の目的達成に必要な事業	1) 月例会を開催し事業評価と事業計画を協議する。	(A) 毎月最終水曜日 (4月は通常総会、12月は除く) (B) 上小阿仁村保健センター (C) 11人	(D) 会員 (E) 11人	20

令和9年度の事業計画
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 こゑに食農視応援隊

1 事業実施の方針

上小阿仁村に暮らす人達が、地域への愛着を深め、誇りを持ち、日々の暮らしを楽しむため、食・農業・観光を通じて地域おこしやまちづくり推進する活動を行い、心豊かで持続可能な地域づくりに寄与するため、事業を実施する。また、関係団体との協働、情報交換等を行う。

2 事業実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 金 額 (単位:千円)
エゴマ等村産品を活用した食品等に関する調査、研究、研修事業	1) エゴマ普及のため、栽培講習会を開催する。	(A) R9. 6月・9月 (B) 小沢田地区圃場 (C) 6人	(D) 村内の方 (E) 15人	3
	2) エゴマを使った料理講習会を開催し、エゴマの普及と、健康づくりを図る。	(A) R9. 9月、11月 (2回) (B) 村保健センター (C) 1回当たり6人	(D) 村内の方 (E) 1回当たり 15人	10
	3) 「えごま油」「えごまパウダー」「えごま葉茶」「生えごまの実」の加工販売を行うほか、新商品の開発を行う。	(A) R9. 4月～R10. 3月 (B) 上小阿仁村物産センター外 (C) 11人	(D) 村内外の方 (E) 不特定多数	309
	4) 会員の研修のため、エゴマ関連の先進地視察を行う。	(A) R9. 9月 (B) 未定 (C) 11人	(D) 会員 (E) 11人	10
林野庁選定森の巨人100選「コブ杉」の案内事業	1) 上小阿仁村の観光資源である上大内沢地区のコブ杉、自然観察教育林を訪れる方々を要請があった場合に案内を行う。 (案内受付は、村産業課と村観光協会でも行う。)	(A) R9. 5月～11月上旬 までの9:00～16:30 の間随時(2時間程度) (B) 上小阿仁村大林字 上大内沢 (C) 1回の案内で2～3 人。	(D) 村内外の方 (E) 不特定多数	10
	2) 自然観察教育林内の山野草、樹木の名称看板と林内案内板の設置、補修する。	(A) R9. 5月から随時 (B) 上小阿仁村大林字 上大内沢 (C) 1作業当たり3人× 4日	(D) 村内外の方 (E) 不特定多数	10
	3) 村・森林管理署・村観光協会・村山岳会・本法人と自然観察教育林内とコブ杉の状況を確認し今後の案内事業に備える。	(A) R9. 5月 (B) 上小阿仁村大林字 上大内沢 (C) 11人	(D) 会員外 (E) 15人	0

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 金額 (単位:千円)
観光資源に関する調査、研究、研修事業 /	1) 村、村観光協会、秋田犬ツーリズム、みらくる等の関係団体と協働で、村内の観光資源の発掘調査を行う。	(A) R9. 5月～R10. 3月 (随時) (B) 上小阿仁村内 (C) 11人	(D) 関係団体の方 (E) 25人	0
	2) 村教育委員会の協力を得て、文化財と景勝地の学習・確認を行い併せて案内に向けての研修を行う。	(A) R9. 6月～12月 (随時) (B) 上小阿仁村内 (C) 11人	(D) 関係団体の方 (E) 15人	0
観光・地域振興事業を行う関係団体との協働及び交流事業 /	1) 「上小阿仁村写真展」の共催企画として村観光協会と主催し、「かみこあに村歩き」を行い、村内外の方に村のPRと情報発信を行う。	(A) R9. 10月 (B) 上小阿仁村村内 (C) 11人	(D) 村内外の方 (E) 30人	0
	2) 「上小阿仁村写真展」へ協力し、村の情報発信をする。	(A) R9. 10月～R10. 1月 (B) 道の駅かみこあに (C) 11人	(D) 村内外の方 (E) 不特定多数	0
	3) 春分の日に行われる伝統行事「万灯火」の村の鑑賞バスに乗り、各集落の万灯火を案内するほか、小沢田地区若勢団協力を得て万灯火の点火体験を行う。	(A) R10. 3. 21 春分の日 17:30～19:30 (B) 上小阿仁村内 (C) 11人	(D) 村内外の方 (E) 60人	0
	4) 武蔵野大学フィールドスタディーズに協力し、現地視察案内や調理実習等を行い学生と交流し、観光や地域おこし、特産品開発等、学生の研修発表により本会の今後の事業に活かす。	(A) R9. 8月～9月 (B) 大内沢、小沢田地区・コアニティー・保健センター (C) 11人	(D) 武蔵野大学1年生 (2班) (E) 15人	15
その他、本会の目的達成に必要な事業 /	1) 月例会を開催し事業評価と事業計画を協議する。	(A) 毎月最終水曜日 (4月は通常総会、12月は除く) (B) 上小阿仁村保健センター (C) 11人	(D) 会員 (E) 11人	20

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 こゑに食農観応援隊

(単位:円)

科 目	金 額		
I. 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	33,000		
賛助会員受取会費		33,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金		0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金		0	
4. 事業収益			
受託事業収益	20,000		
成果品販売等事業収益	380,000		
講師等派遣事業収益	10,000	410,000	
5. その他収益			
受取利息	200		
雑収益		200	
経常収益 計			443,200
II. 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	40,000		
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	40,000		
(2) その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	15,000		
減価償却費			
成果品製造資材費	45,000		
成果品製造委託費	50,000		
成果品製造機等修繕費			
成果品製造等原材料費	156,000		
雑費	23,000		
その他経費計	309,000		
事業費 計		349,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当	6,000		
人件費計	6,000		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費	3,000		
減価償却費			
支払手数料			
雑費	400		
その他経費計	3,400		
管理費 計		9,400	
経常費用 計			358,400
当期経常増減額			84,800
III. 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV. 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			84,800
法人税、住民税及び事業税			71,600
当期正味財産増減額			13,200
前期繰越正味財産額			28,972
次期繰越正味財産額			42,172

※当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和9年度 活動予算書
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 こゑに食農観応援隊

科 目		金 額		(単位: 円)
I. 経常収益				
1. 受取会費				
正会員受取会費	33,000			
賛助会員受取会費				
			33,000	
2. 受取寄付金				
受取寄付金				
			0	
3. 受取助成金等				
受取民間助成金				
			0	
4. 事業収益				
受託事業収益	20,000			
成果品販売等事業収益	420,000			
講師等派遣事業収益	10,000			
			450,000	
5. その他収益				
受取利息	300			
雑収益				
			300	
経常収益 計				483,300
II. 経常費用				
1. 事業費				
(1) 人件費				
給料手当	40,000			
法定福利費				
福利厚生費				
人件費計	40,000			
(2) その他経費				
会議費	20,000			
旅費交通費	15,000			
減価償却費				
成果品製造資材費	45,000			
成果品製造委託費	64,000			
成果品製造機等修繕費				
成果品製造等原材料費	180,000			
雑費	23,000			
その他経費計	347,000			
事業費 計		387,000		
2. 管理費				
(1) 人件費				
役員報酬				
給料手当	6,000			
人件費計	6,000			
(2) その他経費				
会議費				
旅費交通費	2,600			
減価償却費				
支払手数料				
雑費	400			
その他経費計	3,000			
管理費 計		9,000		
経常費用 計				396,000
当期経常増減額				87,300
III. 経常外収益				
1. 固定資産売却益				
経常外収益計			0	
IV. 経常外費用				
1. 過年度損益修正損				
経常外費用計			0	
税引前当期正味財産増減額				87,300
法人税、住民税及び事業税				71,600
当期正味財産増減額				15,700
前期繰越正味財産額				42,172
次期繰越正味財産額				57,872

※当該年度はその他の事業の実施を予定していません。